

りぶらサポータークラブ 平成 29 年度総会



日時：平成 29 年 5 月 13 日(土)

10:00～12:00

場所：岡崎市図書館交流プラザ

302 会議室

第1号議案：平成28年度活動報告	……P. 2
第2号議案：平成28年度活動会計報告・監査報告	……P. 3
第3号議案：平成29年度役員改正（案）	……P. 4
第4号議案：平成29年度活動計画（案）	……P. 5
第5号議案：平成29年度活動予算（案）	……P. 6
資料1：29年度運営体制	……P. 7
資料2：会則	……P. 8

第1号議案 平成28年度活動報告

区分	項目		日程及び内容	主担当
運営	総会		5/14(土)13:30～	杉浦
	役員会		必要に応じ開催	杉浦
	運営委員会		月1回	事務局
	事務局		月火木金 13:30-16:30	
	懇親会・交流会		りぶらcafé(総会終了後)	事務局
			12/15(木)クリスマス交流会	石尾
	会員研修		「困ったときには図書館へ」の参加	事務局
	他市交流		5/ 6(金)豊橋まちなか図書館倶楽部 5/ 8(日)岐阜メディアコスモス 9/23(金)小牧ホロニックの会 2/28(火)大口町図書館関係者	
サポーターマネジメント		ボランティア管理、事業のお知らせ発行等 随時		
事業	広報	HP	随時更新	事務局
		りぶらグッズ	随時企画・販売	
		情報誌	6月・9月・12月・3月発行	
	図書館サポート	本の清掃	毎月第1・3木曜日10:00～	細井
		布絵本製作	毎月第2・4木曜日13:30～	羽田
		書架整理	随時	
		岡崎図書館未来企画		困ったときには図書館へ(新世紀岡崎チャレンジ100) 図書館友の会愛知ネットワーク(仮) 読書マラソン(チャレンジ100冊)
	りぶら講座		前期(4月～7月) 中期(8月～11月) 後期(12月～3月)	細井
	シネマ・ド・りぶら		4/21 5/19 6/16 8/4 9/15 10/27 12/15 1/19 2/16 各日木曜日 ①10:30～ ②14:00～ 開催 10月は男女共同参画課との共催 11/12(土)りぶらまつりにて「禁じられた遊び」	戸松
	りぶらまつり		開催日 11/12(土)、13(日) 説明会 7/10(日)10:00～ 301 実行委員会 7/31(日)13:30～ 301・302 10/ 2(日)10:00～ 301 10/30(日)13:30～ 301 反省会 11/27(日)13:30～ 103	杉浦
	With You!フェスタ		9/4(日)	戸松
	ハッピーハロウィンりぶら		10/30(日)	杉浦
	冬のコンサート		12/17(土)	羽田
	外国人が日本の歌を歌うのど自慢大会		開催日 2/ 5(日)13:00～ ホール・101 説明会 1/28(土)13:30～ 302	前川
参画	子ども遊びワークショップ		8/ 6(土) 8/7(日)	山田
	図書館まつり		8/18(木)～21(日)	
	あかりワークショップ		11/19(土) 点灯式12/3(土)	
派遣	岡崎市図書館交流プラザ運営協議会			杉浦・戸松
	岡崎市図書館交流プラザ自主事業実行委員会			出家
	岡崎市市民協同推進委員会			山田
	岡崎市図書館協議会			

詳細は「平成28年度活動報告書」をご参照下さい。

第2号議案 平成28年度活動会計報告

平成28年度 りぶらサポータークラブ 収支決算書 (H.28.4.1~H.29.3.31)

1 会計報告

	科目	摘要	予算額	決算額
収入の部	繰越金	前年度繰越金	200,368	200,368
	賛助費	賛助サポーター年会費	300,000	212,000
	受託金	新規事業受託　ハロウィン　150万 With You フェスタ　14万1,500	4,500,000	4,641,500
	補助金	新世紀岡崎チャレンジ100	842,840	842,000
	売上金	グッズ販売など	30,000	50,000
	事業収入	託児料など	10,000	2,500
	寄付金	シネマ	26,000	15,112
	雑収入	利息、図書館友の会準備会、のど自慢弁当	792	34,298
	合計		5,910,000	5,997,778
支出の部	運営費	会議費・通信費・手当など事務局使用経費	1,450,000	1,356,628
	事業費	広報（情報誌・HP運営維持・グッズ企画）	390,000	226,950
		図書館サポート （本の清掃・書架整理・布絵本製作・岡崎図書館未来企画）	90,000	81,651
		りぶら講座	80,000	82,752
		シネマ・ド・りぶら	400,000	419,257
		りぶらまつり	700,000	652,120
		With You フェスタ（総会後受託）	-	124,998
		ハッピーハロウィンりぶら	1,500,000	1,498,085
		冬のコンサート	8,000	39,362
		外国人が日本語の歌を歌うのど自慢大会	250,000	258,971
		困ったときには図書館へ	920,000	1,009,118
	予備費	冬のコンサートへ 31,362 円（横断幕）	50,000	-
	次年度繰越金		72,000	247,886
	合計		5,910,000	5,997,778
収支残高		0	0	

りぶらサポータークラブ 代表 杉浦 仁美

会計 羽田 智子

2 監査報告

平成29年4月20日 上記監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

監査 内田 明

第 3 号議案 平成 29 年度役員改正（案）

代 表	杉浦 仁美	会統括
副 代 表	前川 正博	代表補佐
副 代 表	山田美代子	代表補佐
事務局長	小竹 央朗	事務統括
顧 問	三矢 勝司	会運営に関する助言等
監 査	内田 明	会計・業務監査

第 4 号議案 平成 29 年度活動計画（案）

区分	項目	日程及び内容	主担当
運営	総会	5/13(土) 10:00 302	事務局
	役員会	必要に応じ開催	
	運営委員会	月1回	
	事務局	月火木金 13:30-16:30	
	懇親会・交流会	随時開催	
	会員研修	随時開催	
	サポーターマネジメント	ボランティア管理、事業のお知らせ発行等	
事業	広報	情報誌発行	戸松
		H P	事務局
		りぶらグッズ	事務局
	10周年記念事業準備会		山田
	図書館サポート	本の清掃	石尾
		布絵本製作	羽田
		書架整理	羽田
		岡崎図書館未来企画	戸松
	りぶら講座		細井
	シネマ・ド・りぶら		出家
	りぶらまつり		小竹
	ハッピーハロウィンりぶら		杉浦
	冬のコンサート		内田
	外国人が日本の歌を歌うのど自慢大会		前川
参画	子ども遊びワークショップ		山田
	図書館まつり		山田
派遣	岡崎市図書館交流プラザ運営協議会		杉浦・戸松
	岡崎市図書館交流プラザ自主事業実行委員会		出家
	岡崎市市民協働推進委員会		山田
	岡崎市図書館協議会		山田

第 5 号議案 平成 29 年度活動予算（案）

平成 29 年度 りぶらサポータークラブ 収支予算書（H. 29. 4. 1～H. 30. 3. 31）

	科目	摘要	予算額	前年決算額
収入の部	繰越金	前年度繰越金	247,886	200,368
	賛助費	賛助サポーター年会費	250,000	212,000
	受託金	岡崎市	6,000,000	4,641,500
	売上金	グッズ販売など	30,000	50,000
	事業収入	託児料など	5,000	2,500
	寄付金	シネマなど	20,000	15,112
	雑収入	利息・のど自慢弁当など	2,114	34,298
	合計		6,555,000	
	科目	摘要	予算額	前年決算額
支出の部	運営費	会議費・通信費・手当など事務局使用経費	1,700,000	1,356,628
	事業費	広報（情報誌・HP運営維持・グッズ企画）	270,000	226,950
		10周年記念事業準備会	10,000	-
		図書館サポート （本の清掃・書架整理・布絵本製作・岡崎図書館未来企画）	80,000	81,631
		りぶら講座	85,000	82,752
		シネマ・ド・りぶら	400,000	419,257
		りぶらまつり	660,000	652,120
		ハッピーハロウィンりぶら	3,000,000	1,498,085
		冬のコンサート	10,000	39,362
		外国人が日本語の歌を歌うのど自慢大会	250,000	258,971
		予備費	50,000	50,000
	次年度繰越金	40,000		
	合計		6,555,000	
	収支残高			0

資料 1 : 29 年度運営体制

運営委員	(代 表) 杉浦 仁美	会統括
	(副代表) 前川 正博	代表補佐
	(副代表) 山田美代子	代表補佐
	(事務局長) 小竹 央朗	事務統括
	石尾 秀子	事業運営
	内田のり子	事業運営
	出家 和子	事業運営
	戸松 恵美	事業運営
	羽田 智子	事業運営および事務局(会計)
	細井 由起	事業運営および事務局(書記)
	(顧 問) 三矢 勝司	会運営に関する助言等
	(監 査) 内田 明	会計・業務監査

岡崎市社会文化部市民協働推進課	行政の立場からの支援
市民活動センター	事務局不在時の業務支援など

りぶらサポータークラブ 会則

[第1章 総則]

(名称)

第1条 この会は、「りぶらサポータークラブ」（以下「本会」）という。

(所在)

第2条 本会は、岡崎市図書館交流プラザ（愛称:Libra（りぶら）、以下 Libra）に置く。

(目的)

第3条 本会は、Libraとの協働を通じて、新しい市民協働の理念を模索しながら、市民相互の交流の活性化と、岡崎市全体の生涯学習の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会の目的達成に必要な調査・研究活動
 - (2) 会の目的達成に必要な事業の企画・運営
 - (3) 会の目的達成に必要な人材および活動の育成
 - (4) 会の目的達成に必要な広報と情報提供
 - (5) Libraに関わる個人及び市民活動団体・企業と行政との交流と事業連携
 - (6) Libraにおける行政業務の支援および提言・評価
 - (7) その他、会の目的達成に必要な活動
2. 前項の事業の企画・決定に際しては、行政担当課との協働を基本とする。

[第2章 サポーター]

(サポーター)

第5条 本会は、目的に賛同する個人及び団体により組織する。

2. 本会の目的に賛同したものは、だれでもサポーターとして登録することができる。

(構成と役割)

第6条 本会のサポーターの構成と役割は、以下の通りとする。

- (1) 活動サポーター（登録のみ）：本会の事業スタッフとして、積極的に事業に参加する。
 - (2) 賛助サポーター（年会費）：本会の趣旨に賛同し、事業の推進に協力する。
2. 代表が活動サポーターから運営委員を指名する。
 3. 賛助サポーターは、支援したい事業を選択することができる。

(登録)

第7条 本会へ登録または登録解除するものは、所定の書式に必要事項を記入し、代表に申し出る。

(会費・寄付金)

第8条 本会の賛助サポーター会費は、以下の通りとする。

- (1) 個人:年度更新 1口：2,000円（1口以上）
 - (2) 法人:年度更新 1口：10,000円（1口以上）
2. 納入された会費は、返却しないものとする。
 3. 寄付金は随時受け付ける。

[第3章 役員]

(役員)

第9条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 2名以内
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 書記 1名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 監査 1名
 - (7) 顧問必要に応じて設置する
2. 書記と会計は、副代表および事務局長が兼ねることができる。

(役員の承認)

- 第10条 役員は、運営委員会で選出し総会において承認する。
2. 役職は、役員の互選とする。
 3. 監査は、運営委員を兼ねてはならない。

(役員の職務)

- 第11条 役員の職務は次のとおりとする。
- (1) 代表は、この会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故のあるとき、または代表が欠けたときはその職務を代行する。
 - (3) 事務局長は、この会の庶務を統括する。
 - (4) 書記は、この会の会議を記録し、必要な資料を作成する。
 - (5) 会計は、この会の会計事務を処理する。
 - (6) 監査は、この会の事業および会計について監査する。
 - (7) 顧問は、この会の運営や事業への助言をする。

(手当)

- 第12条 運営に必要な手当は、運営委員会の議決を経て、代表が別に定める。

(役員の任期)

- 第13条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
2. 役員が任期途中で退任した場合は、その職務を他の役員が代行する。
 3. 退任役員の任期内の後任は、役員会において速やかに選出しなければならない。

(役員の解任)

- 第14条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の都合で、職務を続けることができないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(事務局)

- 第15条 本会の事務局は、Libra の市民活動総合支援センター内に置く。

[第4章 会議]

(会議)

- 第16条 本会の会議は、総会および役員会・運営委員会とする。必要に応じ、事業会議を開催する。

(総会)

- 第17条 総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会は必要に応じ代表が召集する。
2. 総会は、代表が指名したサポーターが議長となり、次の事項を審議決定する。
 - (1) 活動計画と収支予算に関すること
 - (2) 活動報告と収支報告に関すること
 - (3) 会則の改廃に関すること
 - (4) 役員の選任に関すること
 - (5) 会費に関すること
 - (6) その他、会の重要事項
 3. 前項の第1号及び第3号については、行政担当課職員との協議を経なければならない。

(総会の通知)

- 第18条 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面等により、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(総会の成立)

- 第19条 総会は、サポーターの2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状をもって出席とすることができる。

(総会の議決)

- 第20条 総会における議決事項は、第17条・第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、サポーターからの緊急動議を認める。
2. 総会の議事は、出席したサポーターの過半数をもって決める。可否が同じ数のときは議長が議決する。ただし、会則の改定については出席者の3分の2以上をもって議決する。

(役員会)

第21条 会の代表は、この会の運営に必要な事項を協議するため、定期的または必要に応じて役員会を開催する。

2. 役員会は、役員で構成し、代表は必要に応じてサポーターを出席させることができる。

(運営委員会)

第22条 会の代表は、この会の運営に必要な事項を協議決定するため、定期的または必要に応じ運営委員会を開催する。

2. 運営委員会は、役員を含む運営委員16名以内で構成する。

3. 運営委員は代表が活動サポーターの中から指名する。

4. 議事は出席者の過半数をもって成立する。

(事業)

第23条 本会は、この会の目的達成に必要な各種の事業を設けるものとする。

2. 事業の設置に関して必要な事項は、運営委員会の協議によって別に定める。

3. 事業は必要に応じて随時実施し、その活動内容を運営委員会に報告する義務を負う。

[第5章 会計]

(経費)

第24条 本会の運営に係る経費は、賛助会費・寄付金・助成金およびその他の収入をもって充てる。

2. 事業に必要な経費として、必要に応じて参加費を徴収することができる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

[第6章 雑則]

(細則)

第26条 この会則の施行について必要な細則は、役員会において定める。

附則 この会則は、平成20年11月8日から施行する。

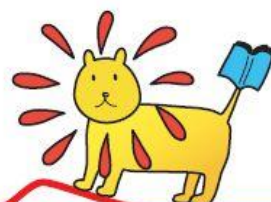
2. 初年度の会計は、施行日から平成21年3月31日までとする。

3. 会則改正は平成25年5月25日より施行する。

4. 会則改正は平成27年5月24日より施行する。

5. 会則改正は平成28年5月14日より施行する。

Libra I  n



りふらいおん ©LSC